

平成 21 年 11 月 27 日

課 名

広聴広報課

平成 21 年度山梨県イメージアップ大賞について

**(制度の概要)**

- 1 根拠 「山梨県イメージアップ大賞表彰要領」 (平成 4 年 1 月 7 日施行)
- 2 目的 スポーツ、芸術、文化、産業などあらゆる分野で、県民に感動を与えるような活躍をし、その活躍が全国に紹介され、山梨県のイメージアップに貢献したと認められる個人又は団体を表彰することにより、県民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。
- 3 選考・表彰 各報道機関、県関係者で構成する選考委員会で表彰対象者を選考し、知事が表彰する。
- 4 表彰方法 表彰は賞状及び副賞を授与する。
- 5 表彰実績 別添のとおり

**(内容)**

○選考委員会

平成 21 年度山梨県イメージアップ大賞の選考委員会を平成 21 年 11 月 27 日に開催し、読売巨人軍松本哲也選手が同賞に選考され、知事が表彰を決定した

**(表彰理由)**

育成選手という下積みから努力を重ね、2009 年度シーズンの活躍により、最優秀新人及びゴールデングラブ賞を受賞したことにより、県民の多くに新鮮で爽快な感動を与え、またプロ野球を志す少年たちにも大きな夢と希望を与えたことによる。

同選手の活躍は、マスコミ報道でも大きく取り上げられ、「山梨県出身の松本選手」として報道されることで、山梨県のイメージアップに大きく貢献していることから、同選手に「山梨県イメージアップ大賞」を授与することとする。

**(表彰日時)**

調整中

**(松本哲也選手について)**

- ・生年月日: 1984 年 7 月 3 日( 25 歳)
- ・出身地:山梨県山梨市、
- ・出身校:山梨市立日川小学校ー山梨市立山梨南中学校ー山梨学院大学附属高校ー専修大学
- 2006 年 育成選手として巨人軍入団
- 2007 年 巨人では初めて育成選手からの支配下登録選手となった
- 2008 年 5 月 28 日の対楽天戦で一軍デビュー
- 2009 年 開幕 1 軍入り
- チームのリーグ 3 連覇と 7 年ぶりの日本一に貢献。ゴールデングラブ賞を受賞。
- ・身長 / 体重: 170cm / 66kg
- ・投打:左投げ、左打ち
- ・ポジション:外野手
- ・背番号 64

		大 賞	特 別 賞	功 績 賞
第1回 (平成3年度)	(H4.1.10選考) (H4.1.21表彰)	<b>山梨学院大学陸上競技部</b> ※第88回箱根駅伝で初の総合優勝	—	—
第2回 (平成4年度)	(H5.1.20選考) ①(H5.3.2表彰) ②(H5.11.3表彰)	—	① <b>橋本聖子(富士急スケート)</b> ※アルペールビル冬季五輪1500m銅メダル	② <b>「種をまく人」(ミレー作)</b> ※県立美術館開館以来15年間、内外に感動を与えた
第3回 (平成5年度)	(H5.6.10選考) (H5.8.10表彰)	<b>米長邦雄(将棋名人)</b> ※第51期将棋名人位を獲得	—	—
第4回 (平成6年度)	(H7.3.20選考) (H7.4.12表彰)	—	<b>中村祐二(山梨学院大マラソン)</b> ※第50回琵琶湖マラソン大会新で優勝 <b>白根高校ホッケー部</b> ※選抜、総体、国体の高校3冠達成	—
第5回 (平成7年度)	(H8.3.18選考) (H8.4.18表彰)	—	<b>保坂和志(作家)</b> ※第113回芥川賞受賞 <b>梶原宏之(ラグビー選手)</b> ※2度のラグビーW杯出場	—
第6回 (平成8年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第7回 第8回 (平成9年度)	(H9.12.25選考) ①(H10.9.2表彰) ②(H10.10.13表彰)	① <b>中田英寿(サッカー選手)</b> ※W杯フランス大会・アジア予選での活躍 ② <b>土井隆雄(宇宙飛行士)</b> ※スペースシャトル・コロンビアに搭乗	—	—
第9回 (平成10年度)	(H10.3.19選考) (H10.4.3表彰)	<b>岡崎朋美(富士急スケート)</b> ※長野冬季五輪・スピード スケート500m3位	—	—
第10回 (平成11年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第11回 (平成12年度)	(H12.11.1選考) (H12.11.17表彰)	<b>萩原智子(水泳選手)</b> ※シドニー夏期五輪200m背泳ぎ4位 <b>前場一也(陸上車いす使用)</b> ※シドニーパラリンピック陸上車椅子400m金、200m銀など	—	—
第12回 (平成13年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第13回 (平成14年度)	(H14.12.20選考) (H15.1.10表彰)	—	<b>小林雅英(プロ野球選手)</b> ※33試合連続セーブポイント	—
第14回 (平成15年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第15回 (平成16年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第16回 (平成17年度)	(H17.12.15選考) (H18.1.23表彰)	<b>ヴァンフォーレ甲府(Jリーグ)</b> ※JリーグJ1昇格	—	—
第17回 (平成18年度)	(表彰者なし)	—	—	—
第18回 (平成19年度)	(H20.1.25選考) (H20.3.10表彰)	<b>堀内恒夫(プロ野球解説者)</b> ※野球殿堂入り	<b>八田中学校駅伝部</b> ※全国中学校駅伝大会優勝	—
第19回 (平成20年度)	(表彰者なし)	—	—	—

# 山梨県イメージアップ大賞表彰要領

## (目的)

第1 山梨県イメージアップ大賞は、スポーツ、芸術、文化、産業などあらゆる分野で、県民に感動、爽快感を与えるような活躍をし、その活躍が全国に紹介され、山梨県のイメージアップに貢献したと認められる個人または団体を表彰することにより、県民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

## (表彰対象)

第2 表彰の対象は、その活躍が、県民の多くに感激や感動、または夢や希望を与え、広く、マスコミ等で取り上げられた者等とする。

- (例)
- ・全国規模のスポーツ大会で、優秀な成績をあげた者
  - ・芸術、文化、学術の分野で、非凡の才能を発揮した者
  - ・農林商工の分野で、発明、発見等の成果をおさめた者
  - ・地域づくりやボランティア活動に貢献した者

## (選考及び表彰)

第3 報道機関、県関係者で構成する選考委員会が、表彰対象者を選考し、知事が表彰する。  
2 表彰の対象者は毎年若干名とする。なお、対象者がいないときは、表彰を実施しない。

## (表彰の方法)

第4 表彰は、賞状及び副賞を授与して行う。

## (その他)

第5 この要領に定めるもののほか、イメージアップ大賞の表彰に関し必要な事項は、知事政策局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年1月7日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月11日から施行する。

山梨県イメージアップ大賞選考委員会名簿

県政記者クラブ	日本経済新聞社甲府支局
	読売新聞社甲府支局
	朝日新聞社甲府総局
	毎日新聞甲府支局
	産経新聞社甲府支局
	共同通信社甲府支局
	時事通信社甲府支局
	山梨日日新聞社
	NHK甲府放送局
	山梨放送
	テレビ山梨
	テレビ朝日甲府支局
	フジテレビジョン甲府支局
	エフエム富士

県 関 係	知事政策局長
	企画部長
	総務部長
	教育長

# 山梨県イメージアップ大賞内規

## (第3 選考及び表彰) 関係

### ○選考委員会の開催について

- ・選考委員会の事務局を知事政策局広聴広報課に置く。
- ・選考委員会の開催は、事務局、選考委員いずれの発案でもよいものとする。
- ・開催時期は、表彰の候補者が生じた時点で、随時開催することができるものとする。

### ○選考委員会の進行について

- ・選考委員会には、座長をおき、座長が議事を進行するものとする。
- ・座長は、知事政策局長をもってあてるものとする。
- ・選考委員会における選考は、多数決をもって決するものとし、可否同数の場合は、座長が決するものとする。

### ○イメージアップ大賞について

- ・要領には、大賞の要件として、次の三点を掲げているので、この要件を満たす場合に表彰するものであり、当該年度に満たすものがない場合は、表彰しないものとする。  
(要件) ①スポーツ、芸術、文化、産業などあらゆる分野で、県民に感動・爽快感を与えるような活躍をしたこと  
②その活躍が全国に紹介されたこと  
③山梨県のイメージアップに貢献したこと
- ・上記の要件を満たせば、県内在住の有無を問わないものとする。また、県にゆかりがあるか否かも問わない。
- ・表彰対象者は、自然人、法人及びその他の団体等のいずれであってもよいものとする。

### ○大賞、特別賞、功績賞の区分について

- ・要領には、大賞についてのみが規定されているが、選考委員会の協議の中で、特別賞及び功績賞を授与することができるものとする。
- ・「特別賞」は、これまでの経緯を踏まえ、大賞に準ずる次点的なものとする。
- ・「功績賞」は、一時的な話題ではなく、長年にわたりイメージアップに貢献したものに對し、節目をとらえて、必要があれば授与するものとする。

## (第4 表彰の方法) 関係

### ○表彰の時期について

- ・表彰は、表彰者を決定後直ちに行うものとするが、被表彰者の都合等やむをえない場合は、できるだけ早く行うものとする。

この内規は、平成9年12月17日から施行する。

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

この内規は、平成17年12月1日から施行する。

この内規は、平成19年5月11日から施行する。